

News Letter

2018年2月



三崎経営労務事務所

〒146-0085

東京都大田区久が原6-7-16

TEL 03-3754-6424 Mail info@misaki-jim.com

特定社会保険労務士 三崎 亜紀子



丁寧なサポートで、企業の成長をしっかりバックアップ！

今月のコンテンツ

- ◆◆◆ みさきコラム ◆◆◆
- プチ情報～KY活動について～
- 平成30年度以降のキャリアアップ助成金について
- 調査結果にみる「副業」に関する時間と収入の実態
- スタッフ★コラム



◆◆ みさきコラム ◆◆

1月に入ってから、インフルエンザが流行っているようです。これから受験を控えている方にとってはハラハラしてしまいますね。48年ぶりの寒波もあり、寒さに慣れてない関東の人にとっては寒いだけで体力消耗しますので、栄養価のある温かい食べ物で体力つけて、睡眠を十分にとって、試験に臨んでいただければ、と思います！

さて、弊所では今年になってから「所内勉強会」を毎月きちんと行うことにいたしました。今までは不定期でしたが、毎月定期的で開催するようスタッフに企画依頼したところ、すぐに実行！（素晴らしい！）共通の課題について知識を深め、間違いのない知識を共有し、よりお客様に貢献できるよう頑張ります！それと一緒に「仲よしランチ会」も実行！こちらはまだ隔月ですが、軌道に乗れば毎月実行したいと思っています。弊所の近辺には飲食店が無いので、ぶらっとならランチに出られません。全員でこのような機会を設けることで、気分一新して午後からの業務に打ち込めるのではないかな・・・という思いです。顧問先のお客様でも社員に色々な福利厚生を準備されているので、参考にさせてもらっています！それにしても、寒い日が続きますので、温かくしてお過ごしください！春はまだまだ・・・ 三崎

◎プチ情報◎ ～KY活動について～

急いでいるときに放置された荷物や台車につまずく「転倒」、脚立の上でバランスを崩す「転落」、「刃物で手を切った」などの労働災害はありませんか??

小売業・社会福祉施設・飲食店などの「第3次産業」での労働災害が多く発生しています。厚労省が促進している職場での安全活動の1つにKY活動があります。KYとは「危険(K)・予知(Y)」のことです。KY活動は、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合い、「これは危ない」というポイントは対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動確認をします。人間は誰でも、つい「ウっかり」したり「ボンヤリ」したり錯覚をします。横着して近道や省略もします。このような人間の行動特性が誤った動作などの不安全行動(ヒューマンエラー)をもたらす、事故・災害の原因となります。このヒューマンエラー事故をなくすためには、機械設備など物の面の対策と、安全衛生についての知識・技能教育などの管理面の対策がまず必要です。そしてそれに加えて、一人ひとりが危険に対する感受性を鋭くし、行動の要所要所で集中力を高めることが欠かせません。KY活動は、このための活動です。みんなで安全・安心な職場づくりをしましょう!!

平成 30 年度以降のキャリアアップ助成金について

～拡充などの主な変更（予定）のご案内～

平成 30 年度予算の成立及び雇用保険施行規則の改正が前提のため、今後変更される可能性があることにご注意ください。

「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の方の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化などの取組を実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。**
そのうち4つのコースについて、拡充や整理統合などの内容変更を行う予定です。

1. 正社員化コース

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換、または直接雇用した場合に助成

拡充

1 年度 1 事業所あたりの
支給申請上限人数

15 人



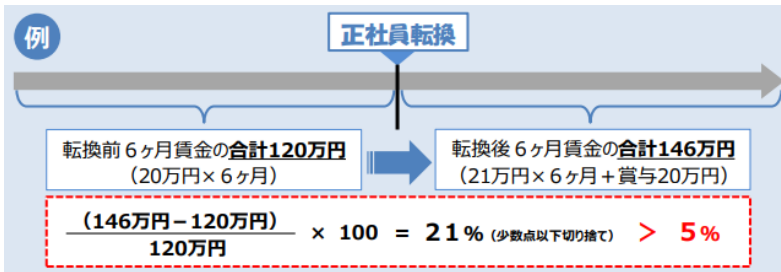
20 人

支給要件の追加

追加要件（1）



正規雇用等へ転換した際、
転換前の 6 ヶ月と転換後の 6 ヶ月の賃金(※)を比較して、
5%以上増額していること



※賞与(就業規則又は労働協約に支給時期及び支給対象者が明記されている場合に限る。)や諸手当(通勤手当、時間外労働手当(固定残業代を含む)、休日出勤に対する休日手当及び本人の営業成績等に応じて支払われる歩合給などは除く)を含む賃金の総額。

※所定労働時間が異なる場合は1時間あたりの賃金。

追加要件（2）

有期契約労働者からの転換の場合、対象労働者が転換前に事業主で雇用されていた期間が **3 年以下**に限ること

2. 人材育成コース

有期契約労働者等に、一般職業訓練(※1)または有期実習型訓練(※2)を実施した場合に助成

整理統合



※ただし、平成30年3月31日までに訓練計画届の提出がなされている場合に限り、引き続き、現在の人材育成コースとして支給申請することは可能です。

(※1)OFF-JT

(※2)ジョブカードを活用した

OFF-JT+OJT



3. 賃金規程等共通化コース

有期契約労働者等に、正規雇用労働者と共通の賃金規程等を新たに規定し、適用した場合に助成

新規

▶ 共通化した対象労働者(2人目以降)について、下の加算措置を適用

| 助成額を上乗せする 加算措置 (上限20人まで) | 中小企業 | 中小企業以外 |
|---------------------------------------|---|---|
| | 対象労働者1人あたり 20,000円 <24,000円> | 対象労働者1人あたり 15,000円 <18,000円> |

<>内は生産性要件を満たした場合の額です。

4. 諸手当制度共通化コース

有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に助成

新規

①人数に応じた加算措置 ▶ 共通化した対象労働者(2人目以降)について、適用

| 助成額を上乗せする 加算措置 (上限20人まで) | 中小企業 | 中小企業以外 |
|---------------------------------------|---|---|
| | 対象労働者1人あたり 15,000円 <18,000円> | 対象労働者1人あたり 12,000円 <14,000円> |

②諸手当の数に応じた加算措置 ▶ 同時に共通化した諸手当(2つ目以降)に適用

| 助成額を上乗せする 加算措置 | 中小企業 | 中小企業以外 |
|--------------------------|--|--|
| | 諸手当の数、1つあたり 160,000円 <192,000円> | 諸手当の数、1つあたり 120,000円 <144,000円> |

<>内は生産性要件を満たした場合の額です。

調査結果にみる「副業」に関する時間と収入の実態

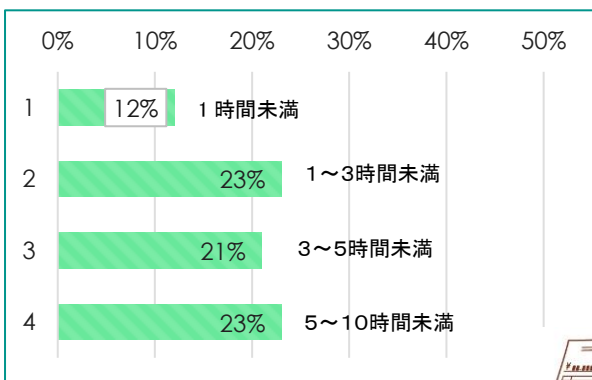
「副業・兼業容認」が広がる？



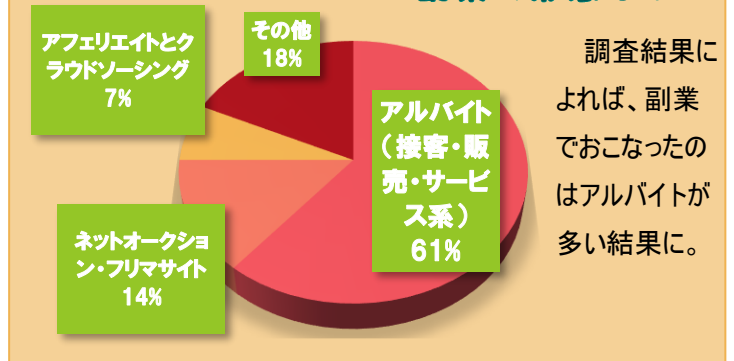
昨年12月25日に、厚生労働省の「柔軟な働き方に関する検討会」が公表した報告書で、労働者が主体的に自らの働き方を考え、選択できるようにするために、同省が示すモデル就業規則を改定して、「労務提供上の支障や企業秘密の漏洩が生じる場合等以外は副業・兼業を認める内容に改めること」等が必要とされました。

また、副業の希望者数は1992年と2012年で比較すると、100万人以上増えています(10月3日同検討会資料)。こうした動きを受け、企業は、自社の副業・兼業の取扱いを考える必要があります。

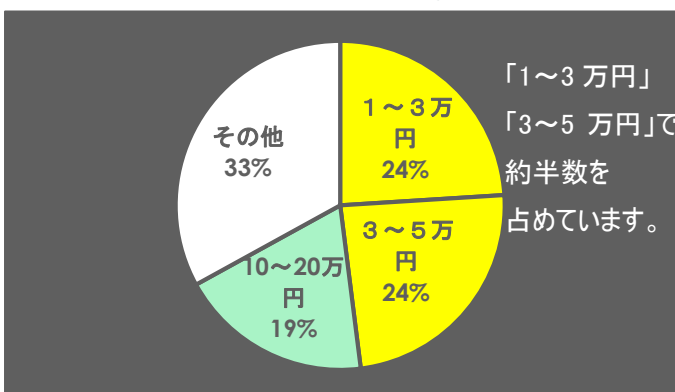
副業・兼業に充てる時間は？



副業の形態は？



収入は月1～5万円が多い！



副業・兼業できない会社には人が集まらない？

前出の経済産業省の委託調査では、回答者の約3分の2が「副業を認めない会社(経営者)に魅力を感じない」としています。

「今後は、優秀な人材を呼び込む観点からも、副業・兼業に対する柔軟な姿勢が求められるのかもしれない。」

スタッフ☆コラム

新年も明けインフルエンザが猛威をふるっておりますが、皆様は大丈夫でしょうか？幸いにも私の周りではインフルエンザになった人が全くおらず油断をしておりますが、かかってからでは大変。。。ということで、今一度しっかり手洗い・うがい、マスクと予防を心がけようと思っています。

東京は4年ぶりの大雪がありました。やっぱり最初は心躍りましたが、さすがに寒いと15分くらいで家の中へ避難。そんな中、子どもたちは1時間くらい外で遊んでいました(^_^) さすが若いなあ～と思いましたが、私もまだまだ子どもたちに負けていけない！という気持ちで今年は体幹強化を目標に頑張ります。仕事の方でも少しでも皆様のお役にたてるよう頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

スタッフ 坂本

